

## 保有個人情報の開示請求に伴う手数料の額及び算出方法

開示請求に係る手数料の額は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第26条第2項により、実費の範囲内において、行政機関個人情報保護法第26条第1項の手数料の額を参酌して、法人が定めることとなっており、情報公開に伴う開示請求手数料同様、行政機関が定める額300円とした。